



Global Tax Update

フィリピン

税理士法人トーマツ

2015年3月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

歳入規則

(1) 非課税手当の対象範囲拡大

フィリピン内国歳入庁(Bureau of Internal Revenue:以下「BIR」)は所得税が免除される非課税手当の対象範囲を拡大し、従業員1人当たり1課税年度につき合計10,000ペソ以下の団体交渉協約(collective bargaining agreements)および生産性促進税制(productivity incentive scheme)に基づく給付が非課税となった。

非課税の取扱いを受けるには、団体交渉協約および生産性促進税制に基づき従業員が受領する手当の総額が従業員1人当たり1課税年度につき10,000ペソ以下でなくてはならない。(注:歳入規則1-2015は2015年1月6日の公表と同時に発効した。)

(2015年1月5日付歳入規則No. 1-2015)

(2) 輸入業者通関証明書取得が免除される PEZA 登録企業

BIRは、財務省令(Department of Finance:以下「DOF」) Order)No. 107-2014に関する回覧を発表し、経済特区庁(Philippine Economic Zone Authority:以下「PEZA」)に登録されている企業が、関税局(Bureau of Customs)の会計管理事務所(Account Management Office)への輸入者認定を申請する前にBIRから輸入業者通関証明書

(BIR-Importer Clearance Certificate:以下「BIR-ICC」)を取得する要件を免除すると発表した。

PEZA企業の内どの企業がBIR-ICC取得を免除されるかを定めるに際し、関税局はPEZAにPEZA登録企業の認定リスト提出を要請することができる。また、PEZA登録企業に関してPEZAが有する文書や情報の提出を要請することもできる。

フィリピンに物品を輸入するPEZA登録企業は通関手続に関する関連規則の中に規定されている文書提出要件に従わなければならない。当該要件に従わなかった場合、修正フィリピン関税法および関連する関税規則に定める罰則および罰金が課される。

(2015年1月13日付歳入覚書回覧No. 4-2015)

(3) 実質関連所得に係る源泉税の取扱い

フィリピン国内法人からフィリピン国内に支店事務所を有するフィリピン国外本社への所得の支払は、当該支払が当該支店事務所に関連する所得(effectively connected income:以下「実質関連所得」)である場合、軽減税率の適用を受けることはできない。ただし、当該所得を生んだ事業取引が支店事務所とは独立した別の取引から生じている場合、当該所得は租税条約に基づく軽減税率の適用

を受けられる可能性がある。

フィリピン税法 Section 28(B)(1)には、フィリピン国内法人から日本居住者に配当が支払われた場合、当該配当は 30%の税率で課税されると規定しているが、一定の条件を満たす場合は日比租税条約に基づき軽減税率の適用を受けられる場合がある。

日比租税条約第 10 条第 2 項および第 3 項によると、フィリピンで生じ、日本の居住者に支払われた配当は一定の条件を満たす場合、10%または 15%の軽減税率の適用を受けられる場合がある。しかし、非居住者法人がフィリピン国内に恒久的施設 (Permanent Establishment: 以下「PE」)を有し、当該配当が PE(支店等)に実質的に関連している場合、軽減税率は適用されない。

本件において、配当受領者は日本法に基づき設立されかつ事業を行うフィリピン国外法人で、フィリピン国内に支店を有していた。この日本法人(フィリピン非居住者法人)はフィリピン国内法人の株式を取得かつ保有していたが、当該株式の取得および保有はフィリピン支店を通さず行われ、フィリピン支店は当該フィリピン国内法人の株式を一切保有していなかった。

1989 年 9 月 14 日付の Marubeni Corporation 対 Commissioner of Internal Revenue(内国歳入庁長官: 以下「CIR」)GR 76573 によると、国外法人の事業が支店を通じて行われている場合は、「本人と代理人との関係」に基づき、当該国外法人は当該支店と同一の法的事業体とみなされる。しかし、国外法人が支店とは独立してフィリピンで事業を行っている場合は、「本人と代理人の関係」は適用されず、当該事業取引は支店ではなく国外法人の事業とみなされる。

BIR は、フィリピン国内法人への投資から生じた非居住者国外法人の権利および義務は当該国外法人の勘定においてのみ発生し、その支店のフィリピン国内における事業活動とは実質的に全く関連していないことを考えると、当該フィリピン国内法人から日本の非居住者法人への配当の支払は、フィリピン支店と実質的に関連しているとはみなされず、フィリピン国内法人が日本の非居住者法人に支払った配当には日比租税条約に基づき軽減税率が適用されるとする判断を下した。

(2014 年 12 月 22 日付 BIR 決定 No. ITAD 339-14)

(4) VAT 還付申請における不備のない書類の提出

フィリピン税法 Section 112(C)によると、CIR は、VAT(Value Added Tax: 付加価値税: 以下「VAT」)がゼロ税率または実質的にゼロ税率の売上に係る未使用の仕入 VAT の還付・税額控除の申請を受理または却下するかを、不備のない申請書類が提出された日から 120 日(当該 120 日期间)以内に決定しなければならない。当該 120 日期间経過後も CIR が還付・税額控除の申請に回答しなかった場合、救済策として、納税者は 30 日以内に租税控訴裁判所 (Court of Tax Appeal: 以下「CTA」)に提訴することが認められている。

本件で VAT の還付を申請したのは、ニッケル・コバルト混合硫化物の輸出品を製造する、法人税減免措置 (income tax holiday) の対象である PEZA 登録企業であった。当該企業は VAT がゼロ税率の売上に関連する物品およびサービスの国内購入に係る未使用仕入 VAT の還付を申請していた。

BIR は、納税者は、修正歳入覚書施行令 (Revenue Memorandum Order: 以下「RMO」)No. 53-98 に定める VAT 還付申請時の書類提出要件に従っていなかったのだから還付申請は否認されるべきであり、また、納税者の書類申請に不備があったために当該 120 日期间はまだ経過していないのだから CTA に提訴することはできないと主張していた。

2009 年 6 月 16 日付の CIR 対 First Express Pawnshop Company, Inc. GR 172045-46 では、「関連する証拠書類とは課税に異議を唱えるための法的根拠を示すのに必要な文書と解釈される」との判断が下されている。また、BIR は納税者に追加書類を提出するよう通知することしかできず、どのような種類の証拠書類を提出するかを指示することはできないともされている。さらに、2012 年 3 月 21 日付の Team Sual 対 CIR CTA EB No. 649 および No. 651 において CTA は、フィリピン税法 Section 112 に基づき、納税者が、還付・税額控除の申請に関する一定の書類のみを提出することを決めた場合、または、かかる書類を一切提出しなかったもしくは提出しないことを選択した場合、当該 120 期間は還付・税額控除の申請日から開始すると考えるのが合理的かつ論理的であると判断している。

本件について CTA は、証拠書類を提出するか否かは納税者の正当な裁量の範囲内にあり、有利な決定を受けるためにどの書類が必要かつ重要であるかを最も正確に判断できるのは当事者である納税者であるとの判断を示した。

また、フィリピン税法 Section 112(C)に基づく当該 120 日期間は BIR への申請日から開始し、納税者は当該 120 日経過後 30 日以内に還付申請に関する控訴手続を取っているのだから、修正 RMO 53-98 に規定されている書類を提出しなかったために納税者はまだ CTA に提訴できないという訴えは認められないという判断を示した。

(2015 年 1 月 7 日付 CIR 対 Coral Bay Nickel Corporation CTA EB No. 1133 re CTA Case No. 8252)

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

本件に関する問い合わせ

Navarro Amper & Co.
(デロイト フィリピン事務所)
シニアマネジャー 花岡 広之
hhanaoka@deloitte.com

ニュースレター発行元

税理士法人トーマツ

東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号
新東京ビル 5 階

TEL : 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。